

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
102	まちづくり交通安全対策事業	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の全国的な実施について（平成18年3月24日付け警察庁丁規発第27号）	平成18年3月24日実施（措置済）	警察庁
103	ロボット公道実験円滑化事業	歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。	ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて（平成18年1月23日付け警察庁丁規発第3号）	平成18年1月23日実施（措置済）	警察庁
201	国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内技術移転兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
202	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内研究成果活用兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
203	国立大学教員等の勤務時間内監査役兼業事業	地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。	一部	国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内監査役兼業は、各法人の判断により行うことができる。	国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省【人事院】
301	預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業	特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事業に係る照会の優先処理を行う。	全部	事務ガイドライン(当時)の改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成15年6月30日実施（措置済）	金融庁
302	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証券の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第27号）	平成19年3月29日施行（措置済）	金融庁

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。	住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号）	平成17年3月28日実施（措置済）	総務省
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。	住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号）	平成17年3月28日実施（措置済）	総務省
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	土地開発公社が所有する特区内造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	全部	土地開発公社が所有する造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第407号）	平成16年12月22日施行（措置済）	総務省 国土交通省
404	地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供しようとする場合において、内閣総理大臣の認定を申請しその認定を受けたときは、電気通信事業法第9条の規定に基づく事業許可を受けたものとみなし、同法第39条の5第1項の規定に基づく卸役務の提供に係る届出を不要とする。	全部	電気通信事業の許可制及び卸電気通信役務の提供に係る届出制等を廃止する。	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）	平成16年4月1日施行（措置済）	総務省
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たり、アンテナの送受信能力（空中線利得）の上限を引き上げる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正する省令（平成17年総務省令第84号）	平成17年5月16日施行（措置済）	総務省
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。	全部	（5GHz帯無線アクセスシステム）無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。（22/26/38GHz帯無線アクセスシステム）特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令（平成17年総務省令第82号）無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正する省令（平成17年総務省令第84号）周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）の一部を変更する件（総務省告示第572号）	平成17年5月16日施行（措置済）	総務省
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成16年12月10日付消防予第234号）	平成16年12月10日実施（措置済）	総務省
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるように措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）	平成17年3月31日公布・施行（措置済）	総務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
410	国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業	ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（平成17年10月31日総務省訓令第57号）	平成17年10月31日施行（措置済）	総務省
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	<p>特区内において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の政令第32条に基づく判断に当たってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>【要件】次の1. から5. までの条件に該当するもの</p> <p>1. 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。</p> <p>2. 客席部に直接面する避難口を二以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見通し、かつ、識別できるとともに、歩行距離20メートル以下であること。</p> <p>3. 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3メートル以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。</p> <p>4. 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。</p> <p>5. 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。</p>	全部	<p>特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正することにより、全国展開を行う。</p> <p>なお、左記の要件については、係員の常駐、係員からの説明等を見直すこととする。</p>	消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第55号）	平成20年4月30日施行（措置済）	総務省
501, 502, 503	外国人研究者受入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を経営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。	全部	<p>必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。</p> <p>1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とする。</p> <p>2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。</p> <p>3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。</p>	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）	平成18年11月24日施行（措置済）	法務省
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）	平成18年11月24日施行（措置済）	法務省
508	夜間大学院留学生受入れ事業	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成18年法務省令第29号）	平成18年3月30日施行（措置済）	法務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
509	外国企業支店等開設促進事業	地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	入国・在留審査要領（平成17年7月26日付け法務省管第3260号）	平成17年9月1日施行（措置済）	法務省
601	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の全国展開を行うとしていたところ、韓国人に対する短期滞在査証免除を期間限定なしに実施することにより、特区における規制の特例措置の全国展開の意義をすべて満たす措置を講ずる。	韓国政府に対する通告（平成18年2月13日付け在大韓民国日本国大使館から大韓民国外交通商部あての口上書）	平成18年3月1日実施（措置済）	外務省
602	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	外務大臣から在外公館長あてに通達を发出済	平成18年1月1日実施（措置済）	外務省
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。	全部	手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるという基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率化策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。 このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設ける。	関稅定率法等の一部を改正する法律（平成17年法律第22号）	平成17年4月1日施行（措置済）	財務省
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署にあらかじめ職員を常駐させる。	全部	全国展開に際し ①執務時間外の通関体制整備を図る官署にあつては、通関需要の多い時間帯（例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上）にはあらかじめ職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあつても、執務時間外の通関需要に的確に対応する。 ②通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度（2分の1程度）を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。	税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成17年6月15日付け財関第771号）	平成17年7月1日施行（措置済）	財務省
703	民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業	地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。	全部	民間事業者等が総合保税地域における一団の土地等を所有又は管理する際の地方公共団体等の出資比率要件を撤廃する。	関稅定率法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号）	平成16年4月1日施行（措置済）	財務省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
704	国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。	「国有財産法施行令第11条第12号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1509号）	平成16年4月16日実施（措置済）	財務省
705	国の試験研究施設の使用の容易化事業	特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の（9）のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	全部	国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1510号）	平成16年4月16日実施（措置済）	財務省
706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署からおおむね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離をおおむね100キロメートル以内に延長する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「関税法基本通達の一部改正等について」（平成17年4月27日付け財関第564号）	平成17年5月2日施行（措置済）	財務省
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点並びに児童又は生徒の教育上適切な配慮の観点から必要最小限なものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）等	平成20年4月1日施行（措置済）	文部科学省
803 (818)	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第38号）	平成17年7月6日施行（措置済）	文部科学省
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第16号）	平成17年4月1日施行（措置済）	文部科学省
805	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。	全部	1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。	「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（17文科初第437号）	平成17年7月6日実施（措置済）	文部科学省
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満3歳からとしているところを、満3歳に達する年度の当初とする。	全部	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに重点を置いた形態で2歳児を受け入れることにより、全国展開を行う。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにする。	「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（18文科初第1275号）	平成19年3月31日実施（措置済）	文部科学省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定にかかわらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号）	平成17年5月13日施行（措置済）	文部科学省
808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続についてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続の迅速化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号）	平成18年4月1日実施（措置済）	文部科学省
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続について、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続の簡素化を図ることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号）	平成18年4月1日実施（措置済）	文部科学省
810	市町村費負担教職員任用事業	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。	全部	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しない。	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第18号）	平成18年4月1日施行（措置済）	文部科学省
812	校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようにする。	全部	大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。	学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号）	平成15年4月1日施行（措置済）	文部科学省
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 （なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。）	研究交流促進法（昭和61年法律第57号）及び特定放射施設等の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）の一部を改正する法律（平成18年法律第37号）	平成18年7月1日施行（措置済）	文部科学省
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 （なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。）	研究交流促進法（昭和61年法律第57号）及び特定放射施設等の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）の一部を改正する法律（平成18年法律第37号）	平成18年7月1日施行（措置済）	文部科学省
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。	全部	本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	「平成20年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について」（19初教科第25号の2）	平成20年3月31日実施（措置済）	文部科学省
820 (801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（18文科高第756号）	平成19年3月28日実施（措置済）	文部科学省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
821 (801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第41号） 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第42号）	平成19年4月1日施行（措置済）	文部科学省
823	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（17文科初第262号）	平成17年5月13日実施（措置済）	文部科学省
826	高等学校全日課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。	全部	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。	法令の改正又は通知を発出することで対応予定	平成20年度中	文部科学省
827	就学時健康診断の実施期限の延長	現行では、就学時健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないように留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。	全部	就学時の健康診断について11月30日までにを行うことが原則であるが、通学区域の弾力的な運用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものである場合には、12月31日までの適切な時期に実施することができるものとする。 ①盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること ②12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健法第4条に規定する健康診断及び同法第5条に規定する措置が適切に行われること	学校保健法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第142号）	平成16年4月1日施行（措置済）	文部科学省
831	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業	幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号）	平成17年5月13日施行（措置済）	文部科学省
833	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業	教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するに当たり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。	全部	安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」（19文科生第460号）	平成19年12月25日実施（措置済）	文部科学省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
902	島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業	厚生労働大臣の定める特例の対象となる島嶼部の基準（求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいずれかの地域（市町村）の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること）に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取り次ぎ事務を可能とする。	全部	左記と同様の島嶼部の基準に適合する地域を含む島嶼部を管轄する市町村長が申し出た場合には、厚生労働大臣が当該島嶼部を「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域」（職業安定法第11条第1項）として指定し、当該島嶼部を管轄する市町村長が求人及び求職の申込みを公共職業安定所に取り次ぐ事務を行うことを可能とする。	島嶼部の市町村に係る職業安定法第11条第1項の規定に基づく指定の取扱いについて（平成16年3月22日付職発第0322002号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。	全部	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、必要最小限の個人情報情報の漏えいを防止するための措置を講じたうえで、求人・求職情報を相互に連絡・回付することが守秘義務規定に抵触しないことを通達により明確化する。	地方公共団体の設置する官民共同窓口について（平成17年3月24日付職発第0324001号）	平成17年3月31日実施（措置済）	厚生労働省
904	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行事業	地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とする。	全部	地方公共団体が地域における人材育成計画等を策定し、当該職業訓練を行う事業主と同様に、適切に事業内訓練計画の策定等を行うことが可能である場合にあっては、当該地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務の一括無償代行を可能とする。	地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行の全国化について（平成16年4月1日付職発第0401010号・第0401011号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	特区の認定を受けた地方公共団体においては、県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	全部	県立の農業大学校が、特区の認定を受けずとも、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	農業者研修教育施設の長が行う無料職業紹介事業について（平成17年3月31日付職発第0331002号）	平成17年3月31日実施（措置済）	厚生労働省
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	全部	新制度において障害者及び障害児が指定通所介護事業所を、障害児が生活介護事業所を利用することを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）	平成18年10月1日実施（措置済）	厚生労働省
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。	全部	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行う。あわせて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図る。	地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて（平成19年3月30日付け老計発0330006号、老振発0330002号、老老発0330004号）	平成19年3月30日実施（措置済）	厚生労働省
908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の全国展開について」（平成18年3月17日雇児発第0317001号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」障発第0331011号平成18年3月31日	平成18年3月31日施行（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
911-1	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合には、これらの開放検査の周期の延長を可能とする。	全部	ボイラー等の開放検査の周期について、ボイラー等の運転実績、経年損傷の防止対策、余寿命の評価等に係る要件を満たす場合に、最長8年に1度とする。	「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」（平成20年3月27日付け基発第0327003号）	平成20年4月1日施行	厚生労働省
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業	他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とする。	全部	認定こども園制度により全国展開を図ることとし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認定こども園制度によって実現できることについて周知・徹底を図る。 なお、現在本特例措置の活用をしている地域について、規制所管省庁は、各施設が認定こども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等を図るとともに、認定こども園に移行するまでの間本特例措置で実施している取組を引き続き行うことができるよう措置する。	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れに係る取扱いについて（平成19年3月30日付雇児発第0330032号）	平成19年3月30日実施（措置済）	厚生労働省
914	保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号）	平成17年5月13日実施（措置済）	厚生労働省
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	全部	本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第33号） 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第38号） 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第57号） 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第76号） 「通知により措置された構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日老発第0331004号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律	平成17年4月1日施行（措置済）	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
918	人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業	児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
919	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業	知的障害者通所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。	全部	障害者自立支援法では、3障害一元化を図っており、障害の区別なくサービスを受けることができることを可能としていることから、10月1日より施行の新体系において全国展開する。	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）	平成18年10月1日施行（措置済）	厚生労働省
921	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇発第0513003号）	平成17年5月13日実施（措置済）	厚生労働省
922	救護施設の設定要件の引下げ	社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の設定要件を30人以上に引き下げる。	全部	現行50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならないとされている救護施設、更生施設及び宿所提供施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることができることとする。	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第48号）	平成16年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
923	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大	身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。	全部	単独型身体障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
924	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認	知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	全部	単独型知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号）	平成16年4月1日実施（措置済）	厚生労働省
925	日額単位を適用した施設訓練等支援事業	施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能にする。	全部	新制度においては、施設訓練等支援費を日額単位で算定する。	「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第210号） 「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第211号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
926	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業	知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。	全部	新制度においては、共同生活援助に係る介護給付・訓練等給付（平成18年3月31日まではそれぞれ知的障害者地域生活援助、居宅生活支援費）を日額単位で算定する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第169号）	平成18年4月1日施行（措置済）	厚生労働省
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能にする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）を改正することで対応予定	速やかに措置	厚生労働省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
928	サテライト型居住施設 設置事業	既存の特別養護老人ホームが入所定員を減らし、個室・ユニットケア型の施設となる等の要件を満たした上で、当該施設と密接な関係を確保しつつ、サテライト型居住施設を設置する場合には、当該サテライト型居住施設について、生活相談員などの人員基準や廊下幅などの設備基準の緩和を行う。	全部	本体施設の入所定員を減らすという要件を撤廃するとともに、サテライト型居住施設の機能訓練指導員、介護支援専門員等についてそれぞれ1名以上置かなければならないとしているところを、本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができるなど本特例措置で実現している内容を更に緩和した上で、全国展開を行う。	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日社発援第0331029号・老発第0331018号）	平成18年 4月1日施行（措置 済）	厚生労働省
930	サテライト型障害者施設 設置事業	入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模な障害者施設（以下「サテライト施設」という。）の設置を可能とする。	全部	新制度において設置が可能となる「ケアホーム」において、従来のサテライト施設で実施していた事業を行うことを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）	平成18年 10月1日 施行（措置 済）	厚生労働省
931	入所定員を3人以上7 人以下とする指定共同 生活援助事業	障害者の地域生活を促進するため、住宅物件事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とする。	全部	最低定員（4人）については、事業者全体で満たせばよいこととし、一住居当たりの利用者は2人以上であればよいこととする。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）	平成18年 10月1日 施行（措置 済）	厚生労働省
932	認知症対応型共同生活 介護の短期利用事業	あらかじめ利用期間（退所日）を定めて認知症高齢者グループホームを利用することを可能とする。	全部	サービスの質の確保と利用者保護の観点から、①一定の研修を受けた職員が配置されていること、②グループホームの開所から3年以上が経過していること、という要件を設けた上で、全国展開を行う。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	平成18年 4月1日施行（措置 済）	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地 保有合理化法人による 農地又は採草放牧地の 特定法人への貸付け事 業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。	全部	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）及び農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正を含む農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）	平成17年 9月1日施行 （措置済）	農林水産省
1002	地方公共団体及び農業 協同組合以外の者によ る特定農地貸付け事業	地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。 1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。） 2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用賃借による権利又は賃借権の設定を受けている農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。）	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）の一部を改正する法律（平成17年法律第52号）	平成17年 9月1日施行 （措置済）	農林水産省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省
1006	農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	全部	現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号）	平成17年9月1日施行（措置済）	農林水産省
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行う。	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の一部を改正する法律（平成19年法律第61号）	平成19年8月15日施行（措置済）	農林水産省
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）	平成18年8月22日施行（措置済）	経済産業省
1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。	全部	次の（1）又は（2）に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようにする。 （1）取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 （2）共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 （特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さない。）	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号）	平成17年3月15日施行（措置済）	経済産業省
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件等を踏まえ、一定の要件を満たす固体高分子型燃料電池発電設備であって、出力が10kW未満のものについては、一般用電気工作物に位置付け、主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第19号）	平成17年3月10日施行（措置済）	経済産業省
1106	不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、以下の条件に適合するものは、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 （1）固体高分子形であること。 （2）出力10キロワット未満であること。 （3）燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、燃料電池設備の燃料ガスに通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。	全部	家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、左記と同等の基準を満たしている場合、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第50号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	ジメチルエーテルの試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理能力の変更を伴わない変更工事の際に必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1111	ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない電気設備設置事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内の地方公共団体の長が指定するジメチルエーテル試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない電気設備を設置することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1113	埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置されるジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	高圧ガス製造施設における認定検査実施者の自主検査について、地方公共団体から提出された以下の内容が、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認められる場合には、内閣総理大臣の認定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大できる。 （1）処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領 （2）具体的な処理能力の増加率の上限	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、（1）の評価の基準を明確化すること等により、円滑な全国展開を図る。	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（平成19年5月30日付け平成19・05・16原院第1号）	平成19年5月30日施行（措置済）	経済産業省
1116 (1110)	水素ガススタンド等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される水素ガススタンド等の可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1117	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1118	防液堤内外における配管設置基準変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において防液堤内外における配管設置基準を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。	全部	一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにする。	冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第109号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和51年通商産業省・自治省令第1号）の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1125	特定施設における保安検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。	一部	空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和57年9月27日告示第379号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1126	特定製造事業所の境界線までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガスの製造施設から事業所の境界線までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1127	高圧ガス設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号）	平成16年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1128	特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号）	平成17年3月31日施行（措置済）	経済産業省
1129-2	高圧ガス設備の技術上の基準変更事業	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が担保されるものとして認定を受けたときは、特区内において高圧ガス設備の技術基準を変更することができるようにする。	全部	経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。	一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第43号）	平成18年4月3日施行（措置済）	経済産業省
1131 (1143、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、①IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、②認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第82号） 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示（平成18年経済産業省告示第247号）	平成18年8月14日施行（措置済）	経済産業省
1132 (1144、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、①IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、②認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第82号） 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示（平成18年経済産業省告示第247号）	平成18年8月14日施行（措置済）	経済産業省
1133・ 1134	温泉鉱山における保安技術職員（係員）の外部委託・兼務事業	温泉鉱山において、当該鉱山以外から保安技術職員（係員）を選任する必要がある場合に限り、当該係員を外部委託することを可能とする。この場合において、当該係員に2以上の鉱山の係員または3以上の係員を兼務させることを可能とする。	全部	鉱山保安規則を廃止し、新たに鉱山保安法施行規則を制定することに伴い、係員制度が廃止され、新たに作業監督者の選任が必要となるが、当該作業監督者の選任にあたっては外部委託を可能とし、かつ、保安が確保されることを条件に兼務の制限を規定しない。	鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1135-1	温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業	温泉鉱山において、現行の防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業権者が講ずべき措置として例示されている措置、若しくは、当該措置と同等以上であると実証された措置を講ずる場合には、防爆型機器の使用を不要とする。	鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1135-2	温泉鉱山における施設設置制限緩和事業	温泉鉱山において、可燃性ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等からの住宅等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1135-3	温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業	温泉鉱山において、新たに高圧ガス設備を設置する際の建築物等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	全部	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号）	平成17年4月1日施行（措置済）	経済産業省
1140	競輪場の入場料無料化事業	地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認め、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、入場料を無料とすることを可能とする。	全部	競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除することにより、全国展開を行う。	自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第42号）	平成19年6月13日施行（措置済）	経済産業省
1141	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業	事業者の交流連携による地域経済の活性化を図ることにより雇用の機会の創出が見込まれるなど、一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外する。	全部	工業再配置促進法の廃止に伴い、特例措置を講じた工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令を廃止する。	工業再配置促進法施行規則等を廃止する省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）	平成18年4月26日施行（措置済）	経済産業省
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認め、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。	全部	竣功認可の告示を行った埋立地について、臨海部の活性化を図る目的で地方公共団体が作成したその利用計画が、一定の要件に該当すると都道府県知事が認めたときは、当該埋立地に係る公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。	埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成16年12月17日付け国河政第92号、国港管第857号）	平成17年1月1日施行（措置済）	国土交通省
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。	全部	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成17年6月27日付け国河政第28号、国港管第253号）	平成17年7月1日施行（措置済）	国土交通省
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認められた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。	全部	特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。	港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第14号）	平成17年3月31日施行（措置済）	国土交通省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1206 (1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	全部	福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮する。	道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正を含む「道路運送法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第40号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1207	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。 1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO（保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。 2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。 3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。 4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。 5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。 6. 運送の対価として收受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。 7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。 8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。	全部	NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日付け国自旅第240号）	平成16年3月31日施行（措置済）	国土交通省
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	全部	当該事業の実施に当たっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。	港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号）	平成18年10月1日施行（措置済）	国土交通省
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業	都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。	全部	特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等について簡易除却の対象とする。	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第111号）	平成16年12月17日施行（措置済）	国土交通省
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置する有料道路駐車場において特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて（平成17年9月22日付国道有第37号）	平成17年10月1日施行（措置済）	国土交通省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。 1. 留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。）向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。 2. 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。	全部	全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化について（全国展開の実施）（平成17年3月25日付け国住総第205号）	平成17年3月25日施行（措置済）	国土交通省
1213	大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。	全部	改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上にする。	建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第423号）	平成15年9月25日施行（措置済）	国土交通省
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転賃することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等にかんがみ、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。その際、特区の認定申請に代える手続として、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、特例の全国展開に伴い、規制所管省庁より、 （1）仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと （2）情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいことについて周知を図ることとする。その際には、これらの事項が実質的な要件の追加とならないよう留意する。	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の運用の明確化について（平成17年11月1日付け国総動第55号・第56号）	平成17年11月1日施行（措置済）	国土交通省
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成18年3月30日国自旅第286号）	平成18年3月30日実施（措置済）	国土交通省

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1301・ 1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。	全部	地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容等を記載した「催しの計画」を国立公園にあっては環境省の地方支分部局に、国定公園にあっては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化を目的とする催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の新築や広告物の掲出等の行為についての許可・届出を要しないこととする。当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。	自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）	平成18年 3月30日 施行（措置 済）	環境省
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度（リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み）の対象品目を拡大する。（①廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、②廃木材（除湿の措置を講じたものに限る）を製鉄原料として利用する場合）	一部	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号）、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年厚生省告示第259号）を改正 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号）を新設	平成18年 3月28日 施行（措置 済）	環境省
1307	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業	鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。 なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施にかかる事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。 また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。 さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。	全部	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）等	平成19年 4月16日 施行（措置 済）	環境省